



和歌山県報

発行 和 歌 山 県
和歌山市小松原通一丁目 1 番地
毎週火、金曜日発行

目 次 (*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

○ 規則

*27 和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則 (行政改革課) 1

*28 和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則 (") 6

○ 訓令

*4 事務決裁規程の一部を改正する訓令 (行政改革課) 7

*5 地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令 (") 13

規 則

和歌山県規則第27号

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県行政組織規則の一部を改正する規則

和歌山県行政組織規則 (昭和63年和歌山県規則第19号) の一部を次のように改正する。

第5条第2項の表国体推進局の部競技式典課の項中「県外競技班 式典班」を「式典班」に改める。

第6条の表環境生活部の部県民局の款青少年・男女共同参画課の項中「健全育成班 自立支援班」を「健全育成支援班」に改める。

第7条第1項の表中

企画総務課	地域プロジェクト対策室
総合交通政策課	空港対策室
環境生活総務課	自然環境室

を

総務企画課	行幸啓室
企画総務課	地域プロジェクト対策室
総合交通政策課	空港対策室

に改め、

同表商工観光労働総務課の項の次に次のように加える。

企業立地課	福祉産業立地室
-------	---------

第7条第2項の表中

人事課	職員厚生室	福利厚生班
-----	-------	-------

を

競技式典課	県外競技運営室	水泳競技運営班 馬術競技運営班 ボート競技運営班 クレー射撃競技運営班
人事課	職員厚生室	福利厚生班
環境生活総務課	自然環境室	自然環境班 ジオパーク推進班

に改め、

同条に次の2項を加える。

4 国体推進局長は、その所掌する事務の執行の便宜を図るため、この規則に定めるもののほか、知事の承認を得て、必要な地に、職員を駐在させることができる。

5 前項の規定により、職員を駐在させる場所その他職員の駐在に関し必要な事項は別に定める。

第14条の2第5号を同条第6号とし、同条第4号の次に次の1号を加える。

(5) 行幸啓、行啓及びお成りに関すること。

第14条の2の次に次の1条を加える。

第14条の2の2 行幸啓室においては、総務企画課の所掌事務のうち、前条第5号に掲げる事務を所掌する。

第14条の4の次に次の1条を加える。

第14条の4の2 県外競技運営室においては、競技式典課の所掌事務のうち、前条第1号及び第3号に掲げる事務（県外開催競技に関するものに限る。）を所掌する。

第15条総務学事課の項第5号中「公益法人及び」を削り、同項第16号を同項第17号とし、同項第9号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、同項第8号の次に次の1号を加える。

(9) 一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成18年法律第50号）の施行に関すること。

第19条環境生活総務課の項第11号中「建設工事に係る資源の再資源化等に関する法律（平成12年法律第108号）」を「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）」に改め、同条循環型社会推進課の項第6号中「財団法人和歌山環境保全公社」を「一般財団法人和歌山環境保全公社」に改め、同項第7号中「財団法人紀南環境整備公社」を「紀南地域における公共関与最終処分場」に改め、同条県民生活課の項第4号中「こと」の次に「（飲食料品に関することを除く。）」を加え、同条青少年・男女共同参画課の項第4号中「確保」を「育成」に改め、同項第5号中「整備」の次に「及び運営」を加え、同項第10号中「及び紀北公園（都市政策課の所掌に属するものを除く。）」を削り、同項第16号を同項第17号とし、同項第13号から第15号までを1号ずつ繰り下げ、同項第12号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、同号を同項第13号とし、同項第11号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

(11) 紀北公園に関すること（都市政策課の所掌に属するものを除く。）。

第19条食品・生活衛生課の項第24号を同項第25号とし、同項第23号の次に次の1号を加える。

(24) 不当景品類及び不当表示防止法の施行に関すること（飲食料品に関することに限る。）。

第21条子ども未来課の項第7号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（平成13年法律第31号）」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改め、同項第18号を同項第19号とし、同項第10号から第17号までを1号ずつ繰り下げ、同項第9号の次に次の1号を加える。

(10) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の施行に関すること。

第21条障害福祉課の項第17号を同項第19号とし、同項第11号から第16号までを2号ずつ繰り下げ、同項第10号の次に次の2号を加える。

(11) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）の施行に関すること。

(12) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）の施行に関すること。

第21条健康推進課の項第20号中「財団法人和歌山県民総合健診センター」を「公益財団法人和歌山県民総合健診センター」に改め、同条薬務課の項第2号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同項第9号中「骨髄バンク普及推進」を「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進に関する法律（平成24年法律第90号）の施行」に改める。

第23条観光振興課の項第4号を削り、同項第5号を同項第4号とし、同項第6号から第15号までを1号ずつ繰り上げ、同条観光交流課の項第3号及び第4号を削り、同項第5号を同項第3号とし、同項第6号を同項第4号とし、同項第7号中「通訳案内業法」を「通訳案内士法」に改め、同号を同項第5号とし、同号の次に次の2号を加える。

(6) 総合特別区域法（平成23年法律第81号）の施行に関すること（地域活性化総合特別区域通訳案内士育成等事業に関することに限る。）。

(7) 国際観光ホテル整備法（昭和24年法律第279号）の施行に関すること。

第23条観光交流課の項第8号を同項第10号とし、同項第7号の次に次の2号を加える。

(8) 外国人観光旅客の旅行の容易化等の促進による国際観光の振興に関する法律（平成9年法律第91号）の施行に関すること。

(9) 関西国際空港観光案内所運営協議会に関すること。

第24条に次の1項を加える。

2 福祉産業立地室においては、企業立地課の所掌事務のうち、前条企業立地課の項第1号に掲げる事務（福祉産業に係る企業に関するものに限る。）を所掌する。

第25条農業農村整備課の項第16号を同項第17号とし、同項第15号の次に次の1号を加える。

(16) 多面的機能支払交付金に関すること。

第25条畜産課の項第13号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同条経営支援課の項第14号中「青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」を「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法」に改め、同項第19号を同項第20号とし、同項第18号を同項第19号とし、同項第17号を同項第18号とし、同項第16号中「農地保有合理化及び遊休農地」を「農地流動化及び遊休農地対策」に改め、同号を同項第17号とし、同項第15号の次に次の1号を加える。

(16) 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）の施行に関すること。

第25条森林整備課の項第16号中「社団法人わかやま森林と緑の公社」を「一般社団法人わかやま森林と緑の公社」に改める。

第27条下水道課の項第6号中「財団法人和歌山県下水道公社」を「公益財団法人和歌山県下水道公社」に改め、同条建築住宅課の項第7号中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改める。

第36条の3第1項第32号を同項第33号とし、同項第5号から第31号までを1号ずつ繰り下げ、同項第4号中「農地保有合理化」を「農地流動化及び遊休農地対策」に改め、同号を同項第5号とし、同項第3号の次に次の1号を加える。

(4) 農地中間管理事業に関すること。

第36条の4第1項に次の1号を加える。

(32) 一般社団法人わかやま森林と緑の公社が行う分収造林、分収育林の事業に関すること。

第36条の5第19号を同条第20号とし、同条第16号から第18号までを1号ずつ繰り下げ、同条第15号の次に次の1号を加える。

(16) 多面的機能支払交付金に関すること。

第36条の5に次の1項を加える。

2 有田振興局地域振興部農地課においては、前項に規定する事務のほか、第60条第1号及び第2号に規定する事務を所掌する。

第40条第19号中「による児童居宅支援」を削り、「身体障害児及び知的障害児」を「障害児」に改め、同条に次の2号を加える。

- (24) 児童福祉法における指定障害児通所支援事業者の指導及び監査に関すること。
- (25) 障害児虐待の防止に関すること。

第41条第2項を削る。

第51条に次の1項を加える。

2 課に、別表第7に掲げるグループを置く。

第51条の2第4項を削る。

第52条第46号を同条第47号とし、同条第45号の次に次の1号を加える。

- (46) サービス付き高齢者向け住宅の立入検査に関すること。

第57条第1項第11号を同項第12号とし、同項第10号の次に次の1号を加える。

- (11) サービス付き高齢者向け住宅の立入検査に関すること。

第59条第2項中「日高振興局建設部」を「有田振興局建設部、日高振興局建設部」に改め、同条第3項を削る。

第63条第6項中「用地課」の次に「を置き、当該課に別表第7に掲げるグループ」を加える。

第64条第1項第1号中「砂防」の次に「、県営農道」を加える。

第116条の3第4号中「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」を「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に改める。

第137条第15号中「骨髄バンク」を「移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進」に改め、同条第17号中「薬事」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等」に改める。

第186条を次のように改める。

(内部組織)

第186条 農業大学校に、次の部を置く。

総務部

養成部

第210条の表中「規程」を「規定」に、

和歌山県子どもを虐待から守る審議会	和歌山県子どもを虐待から守る条例第21条第1項の規定による虐待防止策の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	子ども未来課
和歌山県次世代育成支援対策地域協議会	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条第1項の計画及び次世代育成支援対策の推進についての重要事項の調査審議に関する事務	

を

和歌山県子どもを虐待から守る審議会	和歌山県子どもを虐待から守る条例第21条第1項の規定による虐待防止策の推進に関する重要事項の調査審議に関する事務	子ども未来課
和歌山県次世代育成支援対策地域協議会	次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）第9条第1項の計画及び次世代育成支援対策の推進についての重要事項の調査審議に関する事務	

に、

和歌山県子ども・子育て会議	子ども・子育て支援法第62条第1項の計画及び子ども・子育て支援対策の推進についての重要事項の調査審議に関する事務
---------------	--

「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に、「第36条の4第1項」を「第36条の8第1項」に改める。

第211条第3項の表中

企画部	政策統括参事	上司の命を受け、情報政策並びに関西国際空港に関する事務及び南紀白浜空港の利用促進に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。	を
企画部	国際担当参事	上司の命を受け、国際交流に関する事務に従事する。	に
	政策統括参事	上司の命を受け、情報政策並びに関西国際空港に関する事務及び南紀白浜空港の利用促進に関する事務を掌理し、当該事務に従事する職員を指揮監督する。	

改める。

別表第5西牟婁振興局健康福祉部の部保健福祉課の項中「障害保健福祉グループ 健康長寿グループ 子ども家庭グループ」を「高齢・障害保健福祉グループ 健康・子ども家庭グループ」に改める。

別表第7有田振興局建設部の部中

河港課	治水グループ 港湾・漁港グループ	を
河港課	河港グループ	に改め、
湯浅御坊高速事務所	用地課 用地第一グループ 用地第二グループ	

同表西牟婁振興局建設部の部河港課の項中「治水グループ 港湾・漁港グループ」を「河港グループ」に改める。

別表第9田辺保健所の部保健福祉課の項中「障害保健福祉グループ 健康長寿グループ 子ども家庭グループ」を「高齢・障害保健福祉グループ 健康・子ども家庭グループ」に改める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第19条環境生活総務課の項第11号の改正規定、同条循環型社会推進課の項第6号の改正規定、同条青少年・男女共同参画課の項第12号の改正規定、同号を同項第13号とする改正規定、第21条子ども未来課の項第7号の改正規定、同条健康推進課の項第20号の改正規定、第25条森林整備課の項第16号の改正規定、第27条下水道課の項第6号の改正規定及び第116条の3第4号の改正規定 公布の日
- (2) 第210条の表の改正規定（「第36条の4第1項」を「第36条の8第1項」に改める部分に限る。） 平成26年6月12日

- (3) 第21条薬務課の項第2号の改正規定、第25条畜産課の項第13号の改正規定、第137条第17号の改正規定及び第210条の表の改正規定（「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める部分に限る。） 薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）の施行の日

和歌山県規則第28号

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県地方機関事務委任規則の一部を改正する規則

和歌山県地方機関事務委任規則（昭和63年和歌山県規則第20号）の一部を次のように改正する。

第2条の2第6号中「みつばち転飼条例」を「蜜蜂転飼条例」に改める。

第4条第33号ア中「第23条」を「第22条」に改め、同号イ中「第24条」を「第23条」に改め、同号ウ中「第25条」を「第24条」に改め、同号エ中「精神病院」を「精神科病院」に改め、同条第35号中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同号イ中「第4条第2項」を「第4条第4項」に改め、同号エ中「第10条」を「第10条第1項」に改め、同号フを同号ホとし、同号ヒ中「よる」の次に「薬局開設者に対する」を加え、同号ヒを同号ヘとし、同号ハ中「よる」の次に「薬局開設者、医薬品の販売業者又は第39条第1項若しくは第39条の3第1項の医療機器の販売業者若しくは賃貸業者に対する」を加え、同号ハを同号フとし、同号トから同号ノまでを同号ニから同号ヒまでとし、同号テ中「第38条の規定において準用する第10条の規定による医薬品の販売業の休廃止等」を「第38条第1項の規定による店舗販売業の休廃止等及び名称等の変更」に改め、同号テを同号トとし、同号トの次に次のように加える。

ナ 第38条第2項の規定による配置販売業及び卸売販売業の休廃止等の届出の受理

第4条第35号ツ中「第36条の4第2項」を「第36条の8第2項」に改め、同号ツを同号テとし、同号ソから同号チまでを同号タから同号ツまでとし、同号セ中「。以下「改正法」という。」を削り、同号セを同号ソとし、同号オから同号スまでを同号カから同号セまでとし、同号エの次に次のように加える。

オ 第10条第2項の規定による薬局の名称等の変更の届出の受理

第4条第36号ア中「処方せん」を「処方箋」に改め、同条第37号アを削り、同号イ中「（以下「旧施行規則」という。）」を削り、同号イを同号アとし、同号ウを削り、同号エを同号イとし、同号オから同号コまでを同号ウから同号クまでとし、同条に次のように加える。

(47) 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に関する次のこと。

ア 第42条第2項の規定による報告の徴収

イ 第43条第1項の規定による立入検査

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第2条の2第6号及び第4条第36号アの改正規定 公布の日

(2) 第4条第35号の改正規定（「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める部分を除く。）及び同条第37号の改正規定 平成26年6月12日

(3) 第4条第35号の改正規定（「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める部分に限る。） 薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）の施行の日

訓 令

和歌山県訓令第4号

庁中一般

事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

事務決裁規程の一部を改正する訓令

事務決裁規程（昭和62年和歌山県訓令第8号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「部長」を「副知事、部長」に改める。

第3条第2項を同条第3項とし、同条第1項を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

副知事は、次の各号に掲げる事項について専決することができる。

- (1) 副知事の旅行命令、旅費の調整及び復命の受理に関する事。
- (2) 部長、局長及び課長の休暇のうち、2週間以上にわたる病気休暇及び特別休暇並びに介護休暇の承認に関する事。

第4条中「部長」を「副知事、部長」に改め、同条第3号中「又は」を「、又は」に改める。

第5条第2項中「ともに」を「共に」に改める。

別表第1局長専決事項の欄11 (1) を次のように改める。

- (1) 解散した特例民法法人の財産の処分の許可（第95条）

別表第1局長専決事項の欄11 (2) から (6) までを削り、同欄11 (7) を同欄11 (2) とし、同欄12を削り、同欄13を同欄12とし、同欄14から同欄44までを同欄13から同欄43までとする。

別表第2総務部の表総務学事課の項局長専決事項の欄1 (1) 中「盲学校、聾学校及び養護学校」を「特別支援学校」に改め、同欄1 (2) 中「第82条の8」を「第130条」に改め、同欄1 (3) 中「第83条」を「第134条」に改め、同項課長専決事項の欄1中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律」改め、同欄1 (1) 中「第5条」を「第4条」に改め、同欄1 (2) 中「第9条」を「第8条」に改め、同欄2中「公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則」を「高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則」に改め、同欄2 (2) 中「第11条」を「第10条」に改め、同表市町村課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

- 5 住民基本台帳ネットワークシステムにおける機器及び回線の移設工事に係る協定に関する事。

別表第2総務部の表総合防災課の項課長専決事項の欄1 (1) 中「の修正に係る協議」を「に係る市町村防災会議への必要な助言又は勧告」に改め、同欄に次のように加える。

- 2 災害対策基本法施行令（昭和37年政令第288号）に関する次のこと。

- (1) 災害応急対策を実施するための車両として使用されるものであることの確認（第33条）

別表第2環境生活部の表環境生活総務課の項部長専決事項の欄2 (2) を同欄2 (6) とし、同欄2 (1) の次に次のように加える。

- (2) 認定民間団体等に対する体験の機会の場の提供の適正な実施の確保のための報告若しくは資料の提出の要求又は助言（第20条の4第2項）
- (3) 認定の取消し（第20条の6第1項）
- (4) 国民、民間団体等との協働取組を推進するための役割分担を定めた協定の締結（第21条の4第1項）
- (5) 国民、民間団体等からの主務省令に定める協働取組の申出書等の受理（第21条の4第5項）

別表第2環境生活部の表環境生活総務課の項部長専決事項の欄2に次のように加える。

(7) (6) の届出をした国民、民間団体等に対する助言又は指導 (第21条の5第5項)

別表第2環境生活部の表環境生活総務課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

3 和歌山県リサイクル製品の認定及び利用の促進に関する条例 (平成17年和歌山県条例第131号) に関する次のこと。

(1) リサイクル製品の認定 (第5条第3項)

(2) 認定の取消し (第9条第1項)

別表第2環境生活部の表環境生活総務課の項課長専決事項の欄4 (2) 及び (3) を削り、同表食品・生活衛生課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

10 不当景品類及び不当表示防止法 (昭和37年法律第134号) に関する次のこと (飲食料品に関することに限る。)

(1) 違反業者に対する知事の指示 (第7条)

(2) 内閣総理大臣に対する措置請求 (第8条第1項)

11 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律 (昭和25年法律第175号) に関する次のこと (農林物資のうち飲食料品に限る。)

(1) 表示に関する指示等 (第19条の14)

別表第2環境生活部の表食品・生活衛生課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

8 不当景品類及び不当表示防止法に関する次のこと (飲食料品に関することに限る。)

(1) 違反被疑事業者に対する報告の徴収及び立入検査 (第9条第2項)

9 農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に関する次のこと (農林物資のうち飲食料品に限る。)

(1) 農林物資の製造業者等に対する報告の徴収及び立入検査 (第20条第3項)

別表第2環境生活部の表県民生活課の項部長専決事項の欄2中「(昭和37年法律第134号)」を削り、「こと」の次に「(飲食料品に関することを除く。)」を加え、同欄2 (2) 中「第8条」を「第8条第1項」に改め、同項課長専決事項の欄2中「こと」の次に「(飲食料品に関することを除く。)」を加え、同欄2 (1) 中「第9条の2」を「第9条第2項」に改め、同表青少年・男女共同参画課の項課長専決事項の欄2を同欄3とし、同欄1の次に次のように加える。

2 和歌山県青少年健全育成条例施行規則 (昭和54年和歌山県規則第4号) に関する次のこと。

(1) 知事意見の発出 (第11条)

別表第2福祉保健部の表長寿社会課の項課長専決事項の欄14に次のように加える。

(2) サービス付き高齢者向け住宅の登録事業者に対する指示 (第25条)

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項局長専決事項の欄1 (8) を削り、同欄1 (9) を同欄1 (8) とし、同欄1 (10) を同欄1 (9) とし、同欄1 (11) を同欄1 (10) とし、同欄6 (2) を削り、同欄6 (3) を同欄6 (2) とし、同欄6 (4) を同欄6 (3) とし、同欄6 (5) を同欄6 (4) とし、同欄6 (4) の次に次のように加える。

(5) 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等の業務管理体制に対する報告等の命令等 (特別検査) (第21条の5の26、第24条の19の2、第24条の39)

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項局長専決事項の欄6 (6) 中「及び指定障害児入所施設」を「指定障害児入所施設等」に改め、「第24条の19の2」の次に「第24条の40」を加え、同欄6 (8) を削り、同欄に次のように加える。

14 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成24年法律第50号) に関する次のこと。

(1) 障害者就労支援施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針の作成及び公表並びに調達の実績の公表 (第9条)

15 和歌山県居宅介護従事者等養成研修事業者指定事務取扱要綱に関する次のこと。

(1) 研修事業者の指定及び指定の取消し (第6条、第22条)

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項課長専決事項の欄1 (10) を同欄1 (11) とし、同欄1 (7) から (9) までを同欄1 (8) から (10) までとし、同欄1 (6) の次に次のように加える。

(7) 指定自立支援医療機関の指定の更新 (第60条)

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項課長専決事項の欄5に次のように加える。

(2) 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設の指定の更新 (第21条の5の16、第24条の10)

(3) 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等に対する報告の命令等 (第21条の5の21、第24条の15、第46条)

(4) 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等の業務管理体制に関する届出の受理 (第21条の5の25、第24条の19の2、第24条の38)

(5) 指定障害児通所支援事業者及び指定障害児入所施設等の業務管理体制に対する報告等の命令等 (一般検査) (第21条の5の26、第24条の19の2、第24条の39)

(6) 障害児通所支援事業等及び児童福祉施設の廃止又は休止の届出の受理 (第34条の3第4項、第35条第6項)

別表第2福祉保健部の表障害福祉課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

13 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律 (平成23年法律第79号) に関する次のこと。

(1) 障害者虐待の状況等の公表 (第20条)

別表第2福祉保健部の表健康推進課の項課長専決事項の欄5を削り、同欄6から10までを同欄5から9までとする。

別表第2福祉保健部の表薬務課の項部長専決事項の欄1中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同欄1 (1) 中「第36条の4第1項」を「第36条の8第1項」に改め、同欄4を削り、同項局長専決事項の欄1中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同欄1 (1) を削り、同欄1 (2) を同欄1 (1) とし、同欄1 (3) から (5) までを同欄1 (2) から (4) までとし、同欄1 (6) 中「第36条の4第2項」を「第36条の8第2項」に改め、同欄1 (6) を同欄1 (5) とし、同欄1 (7) を同欄1 (6) とし、同欄1 (8) を同欄1 (7) とし、同項課長専決事項の欄1中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

別表第2商工観光労働部の表償還指導室の項部長専決事項の欄に同欄1として次のように加える。

1 和歌山県中小企業高度化資金貸付規則 (昭和45年和歌山県規則第43号) 及び和歌山県小規模企業者等設備導入資金貸付規則 (平成12年和歌山県規則第91号) に関する次のこと。

(1) 民事執行法 (昭和54年法律第4号) 第2章の強制執行の申立て

別表第2商工観光労働部の表償還指導室の項局長専決事項の欄1中「(昭和45年和歌山県規則第43号)」を削り、同項課長専決事項の欄1中「(平成12年和歌山県規則第91号)」を削り、同欄3中「(昭和54年法律第4号)」を削り、同表観光振興課の項課長専決事項の欄2を削り、同表観光交流課の項局長専決事項の欄1を次のように改める。

1 総合特別区域法 (平成23年法律第81号) に関する次のこと。

(1) 地域活性化総合特別区域通訳案内士の登録、登録の拒否及び意見聴取、登録証の交付並びに登録の抹消 (第43条第8項)

(2) 地域活性化総合特別区域通訳案内士に対する懲戒及び報告の徴収 (第43条第9項)

(3) 地域活性化総合特別区域通訳案内士団体に対する報告の徴収等 (第43条第10項)

別表第2商工観光労働部の表観光交流課の項局長専決事項の欄2を削り、同項課長専決事項の欄に次のように加える。

2 国際観光ホテル整備法 (昭和24年法律第279号) に関する次のこと。

(1) 登録ホテル業等を営む者に対する是正指示等（第12条第2項及び第3項並びに第13条第2項及び第3項（第18条第2項において準用する場合を含む。））

(2) 登録ホテル業等を営む者に対する報告徴収及び立入検査（第44条第1項及び第3項）

別表第2農林水産部の表農林水産総務課の項局長専決事項の欄1（3）を削り、同欄4（3）中「第20条」を「第18条」に改め、同欄4（4）中「買収及び売渡し並びに」を「売払い及び」に、「第9条、第14条、第15条、第16条、第36条、第44条、第61条、第72条、第74条の2」を「農地法等の一部を改正する法律（平成21年法律第57号）附則第6条、第8条」に改め、同欄4（5）中「第78条」を「農地法等の一部を改正する法律附則第8条」に改め、同欄4（6）中「第83条の2」を「第51条」に改め、同欄4（6）を同欄4（7）とし、同欄4（5）の次に次のように加える。

(6) 裁定、裁定に係る公告、通知及び県農業会議への諮問（第37条、第38条、第39条、第40条、第43条）

別表第2農林水産部の表農林水産総務課の項局長専決事項の欄9中「第17条」を「（昭和22年政令第19号）第4条」に改め、同欄10（2）中「開発」を「開設」に改め、同表農業農村整備課の項部長専決事項の欄1を削り、同項局長専決事項の欄6を同欄7とし、同欄1から5までを同欄2から6までとし、同欄に同欄1として次のように加える。

1 県営土地改良事業により取得した土地改良財産の譲与に関すること。

別表第2農林水産部の表畜産課の項局長専決事項の欄1（1）及び（3）中「（東牟婁振興局の所管区域におけるものを除く。）」を削り、同欄9中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同欄15中「養ほう振興法」を「養蜂振興法」に改め、同欄15（1）中「はちみつ」を「蜂蜜」に、「第9条」を「第12条」に改め、同欄15（2）中「養ほう業者」を「養蜂業者」に、「第10条」を「第14条」に改め、同欄16中「みつばち転飼条例」を「蜜蜂転飼条例」に改め、同欄16（1）中「みつばち」を「蜜蜂」に改め、同項課長専決事項の欄5中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改め、同欄5（5）中「第38条」を「第38条第1項、第2項」に改め、同表経営支援課の項部長専決事項の欄に同欄1として次のように加える。

1 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）に関する次のこと。

(1) 農地中間管理事業の推進に関する基本方針の決定及び変更（第3条第1項、第4項）

(2) 農地中間管理事業評価委員会委員の任命に係る認可（第6条第3項）

(3) 農地中間管理機構の役員の選任及び解任に係る認可並びに解任命令（第7条第1項、第2項）

(4) 農地中間管理事業の全部又は一部の休止若しくは廃止の認可（第14条第1項）

別表第2農林水産部の表経営支援課の項局長専決事項の欄8中「青年等の就農促進のための貸付け等に関する特別措置法」を「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律（平成25年法律第102号）第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための貸付け等に関する特別措置法」に改め、同欄9（3）を次のように改める。

(3) 農地中間管理機構の事業規程の承認（第8条第1項）

別表第2農林水産部の表経営支援課の項局長専決事項の欄9に次のように加える。

(4) 農地中間管理機構の事業規程の変更又は廃止の承認（第9条第1項）

(5) 農地中間管理機構の事業規程の承認の取消

別表第2農林水産部の表経営支援課の項局長専決事項の欄に次のように加える。

10 農地中間管理事業の推進に関する法律に関する次のこと。

(1) 農地中間管理事業規程の認可及び変更命令（第8条第1項、第5項）

(2) 農地中間管理機構の事業年度の事業計画及び収支予算の認可（第9条第1項）

(3) 農地中間管理事業に関する監督上必要な命令（第13条）

(4) 農地利用配分計画の認可及び認可申請に係る縦覧（第18条第1項、第3項）

(5) 農地中間管理機構が有する農地中間管理権に係る賃貸借又は使用貸借の解除の承認（第20条）

(6) 賃借権の設定等を受けた農用地等に係る賃貸借又は使用貸借の解除の承認 (第21条第2項)

(7) 農地中間管理機構の業務の一部委託に係る承認 (第22条第2項)

別表第2農林水産部の表経営支援課の項課長専決事項の欄10中「青年等の就農促進のための貸付け等に関する特別措置法」を「農業の構造改革を推進するための農業経営基盤強化促進法等の一部を改正する等の法律第4条の規定による廃止前の青年等の就農促進のための貸付け等に関する特別措置法」に改め、同表林業振興課の項局長専決事項の欄10を次のように改める。

10 森林計画関係事業の計画及び変更の承認に関すること。

別表第2林業振興課の項局長専決事項の欄16 (1) を削り、同欄16 (2) 中「第7条第1号」を「第6条第1号」に改め、同欄16 (2) を同欄16 (1) とし、同欄16 (3) 中「第7条第4号」を「第6条第4号」に改め、同欄16 (3) を同欄16 (2) とし、同欄25を削り、同表水産振興課の項局長専決事項の欄4 (1) 中「取消し」の次に「(1件の総事業費2,000万円未満の漁業近代化資金(漁業振興資金を除く。)を除く。)」を加え、同欄12を同欄13とし、同欄5から11までを同欄6から12までとし、同欄4の次に次のように加える。

5 漁業振興資金に係る異常な自然現象等の指定に関すること。

別表第2県土整備部の表都市政策課の項局長専決事項の欄2 (1) 中「第13条及び第15条」を「第14条」に改め、「第18条第3項、」を削り、同欄9を同欄12とし、同欄8を同欄9とし、同欄7を同欄8とし、同欄6の次に次のように加える。

7 和歌山県建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例(平成23年和歌山県条例第33号)に関する次のこと。

(1) 要請の受理に関すること。(第4条第1項)

(2) 景観支障状態の建築物所有者等への勧告(第5条第1項)

(3) 勧告に関する景観支障状態の建築物所有者等への弁明の機会の付与、関係市町村長への意見照会及び景観審議会への諮問(第5条第2項)

(4) 第5条第1項の勧告に従わない建築物所有者への命令(第6条第1項、附則第3項)

(5) 命令に関する建築物所有者等への弁明の機会の付与、関係市町村長への意見照会及び景観審議会への諮問(第6条第2項)

別表第2県土整備部の表都市政策課の項局長専決事項の欄9の次に次のように加える。

10 和歌山県都市公園条例(昭和34年和歌山県条例第32号)に関する次のこと。

(1) その他知事の指定する行為の使用料の決定(別表第2第3項)

11 県民水泳場設置及び管理条例(昭和41年和歌山県条例第23号)に関する次のこと。

(1) 附属設備の使用料の決定(別表第2第5項)

別表第2県土整備部の表都市政策課の項課長専決事項の欄10を同欄11とし、同欄9を同欄10とし、同欄8中「(昭和41年和歌山県条例第23号)」を削り、同欄8を同欄9とし、同欄7中「(昭和34年和歌山県条例第32号)」を削り、同欄7を同欄8とし、同欄6を同欄7とし、同欄5の次に次のように加える。

6 和歌山県建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例に関する次のこと。

(1) 景観支障状態の建築物の報告及び調査に関すること。(第7条第1項)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項局長専決事項の欄5中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同欄に次のように加える。

16 建築物の耐震改修の促進に関する法律(平成7年法律第123号)に関する次のこと。

(1) 要安全確認計画記載建築物に係る報告命令等(第8条)

(2) 耐震診断の結果の公表(第9条)

(3) 計画認定建築物の改善命令(第20条)

(4) 計画認定の取消し(第21条)

(5) 基準適合認定建築物に係る認定の取消し(第23条)

17 津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例(平成24年和歌山県条例第

45号) に関する次のこと。

- (1) 特定避難路の指定に関すること。(第5条)
- (2) 耐震改修等の措置の勧告及び命令に関すること。(第7条)
- (3) 円滑な避難に著しく支障を生じるおそれのある建築物等に対する措置に関すること。(第8条)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項課長専決事項の欄6中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同欄8(5)中「認定建築物」を「計画認定建築物」に、「第10条」を「第19条」に改め、同欄8(5)を同欄8(8)とし、同欄8(4)中「第9条」を「第18条」に改め、同欄8(4)を同欄8(7)とし、同欄8(3)中「第8条」を「第17条」に改め、同欄8(3)を同欄8(6)とし、同欄8(2)中「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に、「第7条第4項」を「第15条第4項」に改め、同欄8(2)を同欄8(5)とし、同欄8(1)中「特定建築物」を「特定既存耐震不適格建築物」に、「第7条第1項、第2項」を「第15条第2項、第3項」に改め、同欄8(1)を同欄8(4)とし、同欄8に同欄8(1)から(3)までとして次のように加える。

- (1) 要安全確認計画記載建築物の耐震診断結果の報告の受理(第7条)
- (2) 要安全確認計画記載建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等(第12条)
- (3) 要安全確認計画記載建築物に係る報告及び検査等(第13条)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項課長専決事項の欄8に次のように加える。

- (9) 建築物の地震に対する安全性に係る認定(第22条)
- (10) 基準適合認定建築物に係る報告の徴収及び立入検査(第24条)
- (11) 区分所有建築物の耐震改修の必要性に係る認定(第25条)
- (12) 要耐震改修認定建築物の耐震改修に係る指導及び助言並びに指示等(第27条)

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項課長専決事項の欄25を同欄26とし、同欄16から24までを同欄17から25までとし、同欄15の次に次のように加える。

- 16 県営住宅等賠償責任保険に関すること。
 - (1) 建物の管理かしによる損害賠償に係る示談等に関すること。
 - (2) 県営住宅等賠償責任保険の請求及び支払指図に関すること。

別表第2県土整備部の表建築住宅課の項課長専決事項の欄に次のように加える。

- 27 津波からの円滑な避難に係る避難路沿いの建築物等の制限に関する条例に関する次のこと。
 - (1) 特定避難路沿い建築物等に係る報告及び立入調査(第9条)

別表第2会計局の表総務事務集中課の項部長専決事項の欄に次のように加える。

- 3 和歌山県物品調達における県産品登録制度等に関する要綱に規定する登録県産品の登録及び取消しに関すること。

別表第3班長共通専決事項の表の次に次の1表を加える。

2 情報政策課ネットワーク班長個別専決事項

- | |
|-------------------------------|
| 1 利用者カード(職員証兼ICカード)の発行に関すること。 |
|-------------------------------|

別表第3総務事務集中課業務第一班長及び業務第二班長個別専決事項の表中「2 総務事務集中課業務第一班長及び業務第二班長個別専決事項」を「3 総務事務集中課業務第一班長及び業務第二班長個別専決事項」に改め、別表第3総務事務集中課物品班長個別専決事項の表中「3 総務事務集中課物品班長個別専決事項」を「4 総務事務集中課物品班長個別専決事項」に改める。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第2福祉保健部の表薬務課の項部長専決事項の欄1(1)、同項局長専決事項の欄1(6)及び別表第2農林水産部の表畜産課の項課長専決事項の欄5(5)の改正規定 平成26年6月12日

(2) 別表第2福祉保健部の表薬務課の項部長専決事項の欄1の改正規定（「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める部分に限る。）、同項局長専決事項の欄1の改正規定（「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める部分に限る。）、同項課長専決事項の欄1及び別表第2農林水産部の表畜産課の項局長専決事項の欄9の改正規定並びに同項課長専決事項の欄5の改正規定（「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める部分に限る。） 薬事法等の一部を改正する法律（平成25年法律第84号）の施行の日

和歌山県訓令第5号

庁 中 一 般
各 地 方 機 関

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成26年3月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

地方機関事務決裁規程の一部を改正する訓令

地方機関事務決裁規程（昭和63年和歌山県訓令第7号）の一部を次のように改正する。

第3条中「こころの医療センター」の次に「、工業技術センター」を加える。

第4条中「別表第4に掲げる事項について」の次に「、工業技術センターの所長及び部長は別表第5に掲げる事項について」を加え、「別表第5」を「別表第6」に改める。

別表第2動物愛護センター所長の項専決事項の欄4中「ねこ」を「猫」に改め、同表工業技術センター所長の項を削り、同表家畜保健衛生所長の項専決事項の欄4中「薬事法」を「医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律」に改める。

別表第3第1号の表地域振興部長の項専決事項の欄9（1）中「緊急輸送車両」を「災害応急対策を実施するための車両として使用されるもの」に改め、同欄38中「漁業近代化資金」の次に「（漁業振興基金を除く。）」を加え、「事業費」を「総事業費」に改め、同欄42（1）を削り、同欄42（2）を同欄42（1）とし、同欄42（3）を同欄42（2）とし、同欄42（4）中「第83条の2」を「第51条」に改め、同欄42（4）を同欄42（3）とし、同欄83を削り、同欄84を同欄83とし、同欄85から102までを同欄84から101までとし、同欄103中「に係る検査を」を「の交付」に改め、同欄103を同欄102とし、同欄104を同欄103とし、同欄105から111までを同欄104から110までとし、同欄112を削り、同欄113を同欄111とし、同欄に次のように加える。

112 市町村森林所有者情報整備事業の補助金の交付に関すること。

別表第3第1号の表健康福祉部長の項専決事項の欄29（2）中「（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、短期入所、重度障害者等包括支援、共同生活介護、共同生活援助）」を削り、「第51条27」を「第51条の27」に改め、同欄に次のように加える。

30 児童福祉法第21条の5の21、第24条の15及び第46条の規定による指定障害児通所支援事業者等に対する報告の命令等

別表第3第1号の表建設部長の項専決事項の欄3、同欄4及び同欄5中「こと」の次に「（有田振興局地域振興部長の専決事項として定めているものを除く。）」を加え、同欄61を同欄62とし、同欄60を同欄61とし、同欄59を同欄60とし、同欄58中「エネルギーの使用の合理化に関する法律」を「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」に改め、同欄58を同欄59とし、同欄57を同欄58とし、同欄56の次に次のように加える。

57 和歌山県建築物等の外観の維持保全及び景観支障状態の制限に関する条例（平成23年和歌山県条例第33号）に関する次のこと（海草振興局建設部の所管区域に係るものを除く。）。

(1) 景観支障状態の建築物所有者等への指導

(2) 要請の受理に関する事。 (第4条第1項)

(3) 景観支障状態の建築物の報告及び調査に関する事。 (第7条第1項)

別表第3第2号の表那賀振興局建設部京奈和高速事務所長の項の次に次のように加える。

有田振興局地域振興部長	1 土地改良法 (昭和24年法律第195号) に関する次のこと。 (1) 県営土地改良事業 (県営農道整備に限る。) の計画変更に伴う国有地等の地区編入承認申請 (第87条の3第6項) (2) 他人の土地への立入測量又は検査 (県営農道整備に限る。) (第118条) (3) 県営土地改良事業 (県営農道整備に限る。) 施行のための障害物の移転等 (第119条) (4) 急迫の場合の他人の土地の一時使用等 (県営農道整備に限る。) (第120条) (5) 検査等の場合の損失の補償に係る協議等 (県営農道整備に限る。) (第121条第1項) 2 県営土地改良事業 (県営農道整備に限る。) 等により取得した県有財産の使用許可、形状変更許可及び工事施行承認に関する事。 3 県営土地改良事業 (県営農道整備に限る。) 等により取得した県有財産と民有地等との境界の明示確認に関する事。
-------------	--

別表第3第2号の表東牟婁振興局地域振興部長の項専決事項の欄2を削る。

別表第5を別表第6とし、別表第4の次に次の表を加える。

別表第5 (第4条関係) 工業技術センター所長及び部長個別専決事項

専決者	専決事項
工業技術センター所長	1 別表第1専決事項の欄に掲げる事項 2 和歌山県工業技術センター受託研究規則 (昭和30年和歌山県規則第9号) に関する次のこと。 (1) 受託試験研究等の承認 (第3条) 3 中小企業等の育成のための工業技術に係る研究生及び研修生の受入れに関する事。 4 各種試験研究及び分析並びに鑑定に鑑定の受託に関する事。 5 共同研究に関する事。 6 和歌山県職員勤務発明規程に関する次のこと。 (1) 職務発明の認定及び権利承継の決定 (特許権の承継に関する決定を除く。) (第5条) (2) 出願審査の決定 (第7条) (3) 職務発明でない勤務発明の権利承継の決定 (特許権の承継に関する決定を除く。) (第13条) (4) 費用補償金の額の決定 (第16条) (5) 勤務発明審査会の設置の決定 (第19条)
部長	1 各種試験研究及び分析並びに鑑定の結果の発表に関する事。

附 則

この訓令は、平成26年4月1日から施行する。ただし、別表第2家畜保健衛生所長の項専決事項の欄4の改正規定は、薬事法等の一部を改正する法律 (平成25年法律第84号) の施行の日から施行する。